

広島県収受	
第	号
- 4. 6. 22	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
令和4年6月22日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

輸出用医薬品等の届出の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第74条第1項の規定に基づき、医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下同じ。）、医薬部外品又は化粧品（以下「医薬品等」という。）を輸出するために医薬品等の製造等をし、又は輸入しようとする者が行う届出（以下、「輸出届」という。）の取扱いについては、「輸出用医薬品等の届出の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（平成20年11月11日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡。以下「旧Q&A」という。）等によりお示ししていましたが、その後の法令の改正等を踏まえ、改めて別添のとおりとりまとめましたので、貴管下関係業者に対し周知方よろしく申し上げます。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体あて発出しますので、念のため申し添えます。

また、本事務連絡の発出をもって旧Q&Aを廃止します。

